

第二十四回国 参議院大蔵委員会會議録第十六号

昭和三十一年四月十日(火曜日)午前十一時五十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 岡崎 眞一君
理事 山本 米治君
岡 三郎君
前田 久吉君

委員

青木 一男君
青柳 秀夫君
井村 徳二君
木内 四郎君
菊田 七平君
白井 勇君
西川 甚五郎君
藤野 繁雄君
平林 剛君
土田 國太郎君

政府委員

北海道開発 田上 辰雄君
発庁次長
北海道開発 柏原 益太郎君
企画室主幹
大蔵省主 宮川 新一郎君
計局次長
大蔵省主 中尾 博之君
規課長事務代理
大蔵省主税局長 渡邊 喜久造君
事務局側

常任委員 木村 常次郎君
会専門員

説明員
北海道開発 桑原 幸信君
企画室副主幹

本日の會議に付した案件

○国の債権の管理等に関する法律案

(内閣提出)

○関税法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○物品管理法(内閣提出)

○北海道開発公庫法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(岡崎眞一君) これより委員會を開会いたします。

まず国の債権の管理等に関する法律案を議題とし、事務当局より内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(宮川新一郎君) ただいま議題となりました国の債権の管理等に関する法律案につきまして、その提案の理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案は、会計法、国有財産法、それから今、国会に提案いたして御審議を願っております物品管理法においてそれぞれ規制いたしております国の現金とか物品、国有財産の管理と並びまして、国の金銭債権を国の財産として把握し、その経済的価値を保全するという見地に立つてその管理事務を規制いたそうとするものであります。いわゆる財政會計法令の一環をなすものであります。従いましていづれも官庁内部の訓令的規定でございます。

この法律案の眼目は三つございまして、その第一は、国の債権の管理に関する事務の処理につきまして必要な機関及び手続を整備することでありま

す。第二は、従来、財政法第八条の規定によりまして、債権の効力の変更や減免は法律に基かなければできないこととなっておりましてにもかかわらず、これに対する一般的規定がありませんでした。それを今回事務の効率的な運営を期するため、この法律におきまして、一般に履行期限の延長とか減免等を行うことができる基準を設定することとあります。第三は、国の債権の発生原因となり得る契約の段階におきまして、これにならつて事後における債権の履行を確保するため、また貸付金債権につきましては、このほか貸付事業の適正な遂行を期するため、必要と考えられます基本的事項をその内容に織り込むことにすることとあります。

次に、この法律案の内容につきましてその概略の御説明を申し上げます。まずこの法律の適用を受ける債権の範囲でございますが、これは第二章第一項並びに第三章に規定いたしているところでございますが、この法律は、国の金銭債権一般を対象とすることといたしておりますが、ただ罰金、料料、過料等の債権、租税債権、国の資金運用により生ずる債権、証券に化体されしている債権、預託金債権等につきましては、その債権としての性質上、または管理手続の特殊性にかんがみまして、原則としてこの法律は適用しないことといたしました。しかし毎年度末の国の債権の現在額につきまして計算書を會計検査院に送付し、また国会に

報告する場合におきましては、この租税債権その他につきましても、一般債権と同様にその額を計上することといたしております。

次は、債権の管理の機関であります。この点は第二章第五条ないし第九条に規定してございます。これにつきましては、従来その事務を担当する職員があつたわけでございますが、その責任の所在を明確にする意味におきまして、今回各省各庁に債権管理官を設けまして、その各省各庁の所掌事務にかかわる債権の管理に関する事務をその者に担当させることといたし、また大蔵大臣は債権管理事務の総括機関といたしまして、事務処理上の必要な調整を行いますとともに、必要に応じて各省各庁の長に対しまして報告を求めたり、実地監査を行なつたり、又は閣議の決定を経て必要な措置を求めることができることといたしております。

次にこの債権管理官が処理すべき管理事務の内容でございますが、この法律は第三章第十條ないし第二十三條におきまして、債権の発生後消滅に至るまでの事務処理の準則を定めております。すなわち、まず債権管理官は、その所掌に属すべき債権が発生したときは遅滞なくその内容を調査確認した上、必要な事項を記録整理してその内容の把握に努めることといたしております。第十一條に規定してあるところでございます。しかしながら、債権管理官以外の職員が債権の発生に関与いたしました場合は、遅滞なく債権が発

生じたことを債権管理官に通知させる必要がありまして、契約担当職員その他特定の事務を行う職員にこの種の通知義務を課することといたしております。第十二條に規定してあります。

これらによりまして、今後債権の把握の不完全とか、官庁内部における連絡不十分による不当な事例が相当回避できるものと考えております。こうして債権の内容を把握いたしました後は、当然の筋道であります。債権の取り立てに関する事務といたしまして、履行期限の到来その他履行を請求することとができることとなりました場合には、債権管理官はまずから、または職入徴収官を通じて、債務者に対して履行を請求するための納入の告知をすることといたしております。この点は十三條に規定するところでございます。また、履行期限を経過してもなお履行されていない債権につきましては、督促を行います。この点は十四條に規定してござい

ますが、督促後相当の期間を経過してもなお履行されていない債権につきましては、特定の場合を除き、担保権の実行とか保証人に対する請求、訴訟手続等による債務名義の取得、または強制執行のため必要な措置を講ずることといたしております。これらの点は第十五條に規定してございます。その他債権管理官は、必要に応じて増担保を請求し、時効中断の措置をとり、十八條に規定してございますが、担保、証拠物件を整備、保存する等、債権を保全するための適切な措置をとるべきもの

それからその次は、債權の内容を變更したり、免除したりする場合の基準であります。これは前にも述べましたように、財政法第八条の規定に基く特例措置の一般的ものを定めたわけでありまして、まず、履行延期の措置といひまして、債務者が無資力である場合、その他のいづれも債務を一時に履行することが困難な場合であつて、履行延期をすることが徴収上有利と認められる場合とか、災害、病氣等の事故がある場合とか、現在の履行期限を順次させることが公益上著しい支障を及ぼすことになると認められるような場合には、一定の条件のもとに五年または十年以内の履行延期をすることができるといひましておりまして、第二十四条——第二十七条でこれを規定しておりますが、かようにいたしまして、

ない事情がある場合にはこれを免除することができるといたしております。この点は第三十二条に規定してございます。なお第三十三条に規定してある事項でございますが、遅延利息その他の延滞金にかかる債権につきましては、一応原則として徴収せざるを得ないわけでありますが、諸般の情勢にかんがみまして、金額が零細のもの及び特殊な性質を有する債権につきましてはこれを徴収しないことができることといたしております。

最後に債権の発生の原因となる契約の内容及つべき事項についてでありますが、これにつきましては、遅延利息、増担保の請求、債務者に対する強制力状況の調査等の定め及び違反した場合の履行期限の繰り上げに関する定めを設けまして、発生後における債権の徴収を確保することといたしております。この点は、第三十四条並びに第三十五条に規定してございます。また歳出にかかわる貸付金債権につきましては、補助金等に準ずる基準の規定を設けることといたしております。この点は、第三十六条に規定してございます。

以上に述べましたほか、毎年度の報告に関する事項といたしましては、各省各庁の長は、毎年度末における債権現在額報告書を大蔵大臣に送付し、大蔵大臣はこの報告に基いて、債権現在額総計算書を作成いたしまして、内閣にはこれを会計検査院に送付して、その検査に資することといたしますと、その外に、国有財産及び物品と並ぶ国の財産の現状報告といたしまして、その債権の現在額を蔵入歳出決算の提出とともに国会に報告することといたしております。

十條に規定するところでございます。
以上、本法律案全体を通じて、
簡単ではございますが、補足説明を申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。
○委員長(岡崎眞一君) 質疑を行います。ちよつと速記とめて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(岡崎眞一君) 速記を始めます。
それでは質疑は一応この程度にとどめます。
○委員長(岡崎眞一君) 次に関税法等の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。――別に御発言もないようでありますが、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないことを認めます。
それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひとうございます。
○岡三郎君 ただいまの議題となりました関税法等の一部を改正する法律案につきましては賛成をいたします。
ただし、この法案の提出形態が、前半において関税法一部改正ということと、後半は関税定率法の一部を改正する法律と、こういうふうになつてゐるものを一つにしたということについて、これは従前も大蔵当局には案の提出の仕方についてもう少し考へてもらひたいという意見を申し述べたことがございましたが、この場合においてもやはり二つに分けて、小さくはなりますが、出してもらった方が

わけです。ことに給食用の乾燥脱脂ミルクについては、事件があつた直後、いろいろと検討されたと思うのですが、急遽業者に対する罰則規定というものもを設ける必要上ここに挿入して出してきたという、その経過はよくわかっています。わかりますが、しかしこのような問題についても、やはり別個に法案を提出してもらつた方がよかつたのではないか、こういうふうに考えまゝで、賛成をいたしますが、法案の現出形態というものを十分考慮してもらいたい、こういうふうに考えます。以上です。

○委員長(岡崎眞一君) 他に御発言もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。関税法等の一部を改正する法律案を本案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡崎眞一君) 全会一致であります。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続は慣例により、委員長に御一任願ひとうございます。それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

前田 久吉	土田國太郎
青木 一男	岡 三郎
平林 剛	西川甚五郎
白井 勇	藤野 繁雄

菊田 七平 青柳 秀夫
大内 四郎 井村 徳二

○委員長(岡崎眞一君) 次に物品管理法を議題として質疑を行います。

別に御発言もないようでありまするが、質疑は終了したと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見のある方は討論中にお述べを願います。

○青木一男君 私はお手元に配布した通りの修正案を提出いたします。やや長文にわたりますので、朗読を省略いたしますから、速記録にとどめるよう委員長にお願いして、ここに要旨だけを書明いたします。

原案では、「国の事務又は事業の目的に従い、用途に応じて、物品を国において使用させ、又は処分すること」の両者を供用という新しい法律概念にまとめておられるのであります。しかしながら、使用させることを供用というのとは理解できませんけれども、処分することまでも供用というのは、いかに広く解釈しても法律常識上無理があると思えます。使用させるというのは継続的事実状態を言うのであり、第二条の処分は瞬間的法律行為をさすのでありまして、両者概念のカテゴリーにおいて何らの共通性が存しないのであります。従って第三条の「分類」にしてもあるいは第十四条の「供用計画」にしても、使用させるものと処分するものと

は必然的に別な分類、別な計画となるのであって、両者を含めた統一的分類や計画はあり得ないのであります。無理やりに両者を供用という単一法律概念に統合する必要も実益も存しないのであります。原案によると、第一条の「処分」は、第二条によって「供用」に含ましめられた処分以外の処分をさすのでありますけれども、法律を読んだだけでは同一用語の概念に紛淆を生じます。第三十一条の「処分」についても同じことが言えるのであります。また原案第十條によれば、せつかく供用官という担当職員を設けられながら、その職務から処分を除外しておるのである。それでは処分を供用概念に包含させたことが大半無意味に帰するのであります。

そこで修正案では、「物品をその用途に応じて国において使用させること」だけを供用とし、処分を削除することといたします。従って以下各条の供用を供用と処分に分けることとなるのであります。こういうふうに分ける供用と処分に分けますが、この場合の処分は、物品の売り払い、貸付等、行政目的に従って処分する法律行為の場合に限定いたしまして、廃棄処分等を含めた広義の処分と区別するために、第三条第一項において「供用」を「供用及び処分」に修正し、その「処分」の下にカッコ書きで「(国の事務又は事業の目的に従い用途に応じて行う処分に限る。第十四条第五項、第三章第四節の節名及び第三十一条第一項を除き、以下同じ。)」というように明確に定義しようとするものであります。

また、以上の修正の結果、原案の「供用計画」は「供用計画または処分計画」となりますが、条文が繁雑になるばかりでなく、取得に関する計画も考えられますので、これらのすべての場合を包括して「運用計画」と修正しようとするものであります。なお以上の修正に伴って必要な字句の修正及び条文の整理をしようとするものであります。

以上が私の修正案の説明でございますが、なお、この修正のもとに原案に賛成するものであります。大体原案の立法は適切な立法であると思えます。ただ一言ここで大蔵当局に強い希望を申し上げておきますが、この法案にいたしまして、これから審議する同の債権の管理法にいたしまして、先ほど当局からこれは訓示規定であるというところを言われたのであります。先ほど大部分は訓示規定のものがあろうと思ひますが、しかし債権の管理法の中には、私は実規定もあるのではないかとと思ひしております。まあそれはいづれといたしまして、私が指摘しようとするのは、せつかくこういう財政法あるいは会計法系統の法規を作つて、国家の利益を擁護し、また公務員の職務上の基準を与えまして、これが行われなければ何にもならない。これが行われる根本というものは、こういう会計法令の重要性、これを担当当局が十分認識するということがもうすべて根本であります。せつかく法を作つても、それを運用する当局がこれを重視したのでは何にもならない。かえつて法の権威を傷つけるのみであり、国民に対しても非常に悪い影響を与える。それでありますから、こういう法令を整備するということの前提のもとに常にこういう、しかも法律に

よつて作つたような場合には、国会に對する責任、国民に對する責任から考へても、十分こういう法令の尊重すべきことを自覚して、運用上遺漏なきようこれを堅持して、これに違反してはたぐひないやうなことがあつては大へんである。この点私特に、ここに大蔵大臣がおられれば大蔵大臣に申し上げるつもりでありましたが、とにかく事務当局からして特に大臣に、私の強い希望をここに表明して、伝えていただきたいと思ひます。この希望を付して私は私の賛成の意見を申し上げます。

物品管理法案に対する修正案
物品管理法案の一部を次のように修正する。

目次中「第十七條」を「第十八條」に、「第十八條」を「第十九條」に改める。

第二条第二項中「国の事務又は事業の目的に従い、用途に応じて、物品を国において使用させ、又は処分すること」を「物品をその用途に応じて国において使用させることをいう。」に改める。

第三条第一項中「適正な供用」の下に「及び処分(国の事務又は事業の目的に従い用途に応じて行う処分に限る。第十四条第五項、第三章第四節の節名及び第三十一条第一項を除き、以下同じ。)」を加え、「供用の目的」を「供用及び処分の目的」に改め、同条第二項中「供用上」を「供用及び処分の上から」に改める。

第五条第一項中「物品を効率的に供用するため」を「物品の効率的な供用又は処分のため」に改める。

第十条第一項中「(処分に係る供用

を除く。以下第二十条及び第二十一条において同じ。)」を削る。

第十二条第二項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第十九條を削り、第十八條第一項中「供用計画」を「運用計画」に、「供用上」を「供用又は処分のため」に改め、同条を第十九條とし、第十七條を第十八條とし、第十六條を第十七條とする。

第十五条第一項中「供用」の下に「又は処分」を加え、同条第二項中「供用計画」を「運用計画」に改め、同条を第十六條とする。

第十四條の見出しを「(運用計画)」に改め、同条第一項中「及び供用」の下に「又は処分」を加え、「供用計画」を「運用計画」に改め、同条第二項、第三項及び第五項中「供用計画」を「運用計画」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(供用又は処分の原則)
第十五條 物品は、その属する分類の目的に従い、かつ、運用計画が立てられてゐる物品にあつては運用計画に基いて、供用又は処分をしなければならぬ。

第二十二條中「常に供用」の下に「又は処分」を加え、「供用上」を「供用又は処分の上から」に改める。

第二十六條の見出しを「(供用不適品等の処理)」に改め、同条第一項中「供用することができないもの」を「供用若しくは処分をすることができないもの」に改める。

第二十七條第一項中「供用の必要がない」を「供用及び処分の必要がない」に、「供用することができない」

それからもう一点は、これはわれわれの一つの疑問でありましたわけですが、このような法律がもつとなぜ早く作られなかったか、こういうふうな点であります。会計検査院の指摘を待つばかりではなくて、いろいろと物品の取扱いについては、新聞その他においても、その不適当な事例が指摘せられて

なお、諸般の手續は前例により、委員長に御一任願ひとうございます。

それから多数意見者の御署名を願ひます。

ること等により、民間の投資及び一般の金融機関が行う金融を補充し、又は奨励することを目的とする。」といふこととにいたしておるのでございます。北海道におきます金融の問題は、数年前から一つの重大な問題といたしまして取り上げられておるのでございますが、ここに御承知の北海道拓殖銀行が

特殊銀行でありましたのが、債券発行の権限も失ひまして、一般銀行にされたのでありまして、それ以来、特に長期の資金につきまして、北海道の開発上非常に欠乏を感じておつたのであります。いろいろいきさつもございしますが、この問題を北海道開発審議会がつかとにとらえまして、数カ月にわたりましていろいろ研究を遂げ、さらにその北海道開発審議会で作り上げました北海道産業振興開発公庫案を元といたしまして、修正を加えまして本案を提出するに至つたのでございますが、それは一に、北海道が、従来金融は一般の市中銀行なり、あるいは政府関係の金融機関と申しますか、開発銀行だとか、あるいは農林漁業金融公庫、農林中央金庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、それらの特殊金融機関も相当活動しておるのでございますが、しかしながら、その金融は、全国の金額に對しまして大体七〇程度の貸付しかしておらない。従ひまして、まあ北海道の世論といたしまして、せめて政府が公共事業費として北海道のために投入しております全国の約一五%、それくらいの程度までの金融がほしい。ことに長期の資金を、絶対に北海道の特殊性から考えまして必要といたしますので、これらの要請にこたえましてこの公庫が発行いたしましたような次第でございます。従ひましてその目的といたしますところは、その要請にこたえまして、あくまでもこの長期の資金を供給するのだ、そうしてこれは単に公庫自身が金融をするということではなくて、むしろ民間の投資あるいは一般金融の足らないところを補なつていくという意味の、呼び水的な

役割をこの公庫が果たすべきであるということをねらっておるのでございます。そうしてその金融あるいは投資、債務保証もいたすのでありますが、それらのねらいは、あくまでも北海道の産業の振興開発ということにねらいを置かなければならないということを主眼としたしておるのでございます。その点を第一条の目的に表現をいたしておるつもりでございます。それから第二条は、これは「法人格」を規定したものであり、第三条は「公庫は、主たる事務所を札幌市に置く。」ということになっております。これは東京に置く議論もございましたが、しかし北海道の開発を主眼としたしますので、やはり札幌市にその主たる事務所を置くべきであるという考えでございます。が、しかしながら二項にございますように、「主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。」となっております、さしあたり従たる事務所と申しますか、支店を東京に置くような考えでおります。第四条は資本のことでございます。公庫の資本金は十億円でございます、ここに書いてありますように、全額政府が産業投資特別会計から出資をいたすことにしております。なお運用資金といたしましては、このほかに資金運用部から三十億円、それから政府保証に基く債券発行による民間資金が四十億でございます、合計して八十億がこの公庫の運用資金でございます。

それから第五条は「登記のことでございまして、これにつきましては、政令で定めることにいたしております。第六条は一般的な例文でございます、第六条は「名称の使用制限」、「これに類す

る名称を用いてはならない。」ことを規定してございます。第七條は、これは「民法の準用」でございまして、法人の不法行為についての規定であります。民法第四十四條、また法人の住所を主たる事務所の所在地にする五十條の規定、これを公庫について準用することにしたしております。

第二章に移りますが、「役員及び職員」でございまして、第八條に「公庫に、役員として、理事長一人、理事三人及び監事二人を置く。」ことにいたしております。第九條には「役員の職務及び権限」を書いておりまして、「理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。」「理事は、理事長の定めるところにより、公庫を代表し、理事長を輔佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。」「監事は、公庫の業務を監査する。」「これは一般的な例文と申すべきものでございまして、「役員の任命」が第十條にございまして、「理事長及び監事は、主務大臣が任命する。」ことにいたしております。主務大臣が出ておりますが、主務大臣は十六ページの三十六條にありますように、内閣総理大臣及び大蔵大臣を本法の主務大臣といたしております。これは北海道関係の主務大臣といたしまして、北海道開発庁長官であります。御承知の通り、北海道開発庁は総理府の外局でございまして、法文上は内閣総理大臣が主務大臣ということになるのであります。金融関係といたしまして、大蔵大臣が当然この公庫に対して監督を行い、主務大臣としての職務を行うことになるのでござ

います。元に戻つていただきまして、第十條の二項にありますように、理事長は理事長が任命するのでありますが、主務大臣の認可を受けなければならぬことになっております。次は十一條、これは「役員の任期」であります。四年といたしております。それから十二條は「役員の欠格事項」であります。次に書いてありますように、「國務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員」、二が「政党的役員」、これは他の公庫と同じように、この公庫法におきましても欠格事項といたしております。十三條は、「役員は兼職禁止」でございまして、これも同様で、他の公庫と同じ規定をとつておるわけでございまして、十四條は「代表権の制限」でございまして、また十五條は「代理人の選任」でございまして、これは一般的な例文と申します。十六條に、「職員は、理事長が任命する。」ことにいたしております。十七條に移りますが、「役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。」「公庫は単に一般的な市中銀行のようなものではなく、公共性、国家性を持つておりますので、その職員は、刑罰につきましても公務員に準ずる職務とみなしまして罰則を課するにたいのでございまして、従つて十七條は特に重要な事項として出ておるのでございまして、十八條は「退職手当の支給の基準」でございまして、これは「主務大臣の承認を受けなければならない。」

ということにして、監督を加えていくことになっております。第三章の「業務」に移りますが、第九條は、この公庫の最も重要な業務の範囲を規定いたしております。第一條の目的、すなわち北海道の産業の振興開発を促進する、そして国民経済の発展に寄与するという大目的を達成するためのものでなければならぬ。そしてその対象は同時に次に掲げておるような事業を営む者である必要があるものであります。あとに五号載つておるが、これらの事業を営む者であつて、しかもその事業にかかわる設備を新たに取得する、あるいは改良、または補修をすることでもうしても長期の資金が必要とするというものに対して、この公庫が資金の出資をいたし、または金庫をいたし、または債務保証をいたすというものが業務でございまして、この公庫の特殊性と申します。他の公庫と違つておる点から資金の出資をいたすという点と、また債務保証をいたすという点と、また融資だけであつて、公庫みずから資金の出資をいたすという点が、この公庫の特殊性と申します。これは先にも申し上げましたように、北海道の要請から、特にこの公庫が民間資金に對して呼び水の役割を演ずるための特殊な業務であると御了解いただきたいと思います。この対象にたいします業務は五号ございまして、一は「石炭又は可燃性天然ガスの利用度の高い工業」、二は「農林畜水産物の加工度の高い工業」、三は「製鉄業」、四は「産業の振興開発に係る交通運輸業」、五は「前各号に掲げるもののほか、産業の振興開発のために必要な事業で主務大臣の指定するもの。」「これらのものが北海道の開発、この公庫の出資、金融をいたしてもらいたい事業なのであります。一は「石炭又は可燃性天然ガスの利用度の高い工業」といいますと、たとえば低品位炭利用による製鉄工業のようなものが現在北海道の実情からして非常に必要であり、なお北海道においてこの種の事業が将来開発されるべきであると考えられるものでございまして、二は「農林畜水産物の加工度の高い工業」、一例を申し上げますと、木材糖化工業とか、あるいはデンプン糖工業のようなものを予想いたしておるものでございまして、三は「製鉄業及び製鋼業」といたしましては、チタン工業のようなものがそれに當るのではないかとと思われるわけであります。第四の「交通運輸業」としましては、たとえば離島航路のような事業、これも考えられるのでございまして、第五の点は、今後主務大臣が指定していくものでございまして、これも前四号に該当しないので五に當るものと申しますと、たとえば「S・コンクリートの事業」というようなものがこの五号の一例でなからうかと思つてございまして、これらはいずれも出資、金融等の業務の対象といたしまして、公庫がこれらの条件に沿つたようなものに対して業務を行なつていくという大前提になるものでございまして、第二十條は「業務方法書」のことと申します。公庫が業務を開始するに業務方法書を作りまして、そうしてこれには具体的な重要な諸条件を記載いたし、主務大臣の認可を受けまして、この業務方法書に従つて将来公庫を運営していくことになるのでござ

います。この業務方法書にどういふことを記載すべきであるかということとは政令で定めて参りたいと存するのでございまして、第二十一條は「出資及び債務保証の限度」でございまして、「公庫は、第十九條の規定による出資の額の総額と同額の合計額による保証に係る債務の現在額の合計額が第四條に規定する資本金の額」これは十億でございまして、「額をこえることとなる場合に、新たに出資又は債務保証をしてはならない。」というのでございまして、債務保証にしましても、あるいはこの公庫のいたします出資にしましても、限度をこえて無制限に行ひますと、その公庫自体の堅実性を失うわけでございまして、この出資なり保証につきましては特に厳重な制限を加へまして、この債務保証額とそれから出資額との合計が十億の資金をこえてはならない。たとえば出資を四億いたすならば、債務保証は六億をこえてはならないという制限を第二十一條でいたしておるのでございまして、第二十二條は「業務の委託」でございまして、業務の一部を他の金融機関に委託することができまが、主務大臣の認可を受けなければならぬというところでございまして、二項は、委託した場合の、その委託先の業務に従事する者は、この公庫と同じように公務に従事する職員として罰則の適用を受けなければならないというところでございまして、二十三條は、この公庫が出資いたしました運賃、事業計画及び資金計画を作つて、主務大臣の認可を受けさせることにいたしたいと存する規定でございまして、第四條合計でございまして、公庫の

予算及び決算は、これは国家的公共性の強い本公庫といたしましては、当然公庫の予算及び決算に関する法律の定めによりまして、予算を編成いたします場合には、これを国会にかけ、決算は会計検査院の検査を受けるということに、他の公庫同様にして、これを規定しております。二十五条は毎年度損益計算上の利益金を生じたときには、これは翌年度の五月三十一日までに公庫に納付しなければならぬ。そしてこの納付金は前年度会計の政府の歳入とすることに規定しております。なお、その計算の方法及び納付の手続等は政令で定めることになっております。二十六条は借入金金の規定でありまして、これは先ほど申しましたように、資金運用部から三十億円を借りることになっておるのでございますが、政府から資金の借り入れをすることができ、また逆に言いますと、二項に「政府は、公庫に対し資金の貸付をすることができ」ということになっております。二十七条は北海道開発債券の発行のことでございまして、資本金の二十倍に相当する金額まで債券を発行することができるよう、これは他の多くの公庫と同様でございまして、これでいきますと、この北海道開発公庫は資本金十億でございまして二百億まで債券発行ができるということになるのでございます。次の二十八条の債務保証でございますが、これは特に政府は債務保証契約をすることが一般にはできないのでございまして、特にこの二十八条を設けて国会の議決を経た金額の範囲内、今回は四十億に納めておりますが、その程度を民間資金を集めまして、その四十億の資金に

対しまして政府は債務保証をいたすという規定でございまして、余剰金の運用が二十九条にございまして、これも他の公庫と同じように、同様の保有あるいは資金運用部への預託のほか、業務上の余剰金を運用してはならないという規定になっております。三十条は資金の交付等でございますが、業務を行うために必要あるときは受託者に対して貸付に必要な資金を交付することができ、また公庫が業務を行うために業務にかかると現金を銀行に預け入れることができるが、これは制限をいたしまして政令でその具体的なことをきめていきたいという考えでございまして、三十一條は会計帳簿の件であり、三十二條は会計検査院の検査のことを規定しております。

第五章は監督でございまして、この公庫は主務大臣であり、内閣総理大臣と大蔵大臣が監督をいたすのであります。また、訴訟につきましては法務大臣が監督をすることになっております。なお、二項には主務大臣が必要を認めたとときには公庫に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができると、特に監督命令を主務大臣が出し得ることになっておるのでございます。三十四條は役員に該當したとき、主務大臣が解任をいたさなければならぬことになっております。なお、主務大臣はここに掲げてありますような役員に不都合な行為があつたときには、これを解任することができ、ようになつております。三十五條は主務大臣が必要と認めたとときには、公庫あるいは受託者に対して報告させるのと、あるいは事務所の立入り、あるいは書類その他必要なものの検査をさせる監督上必要な権限を与える規定でございまして、これも他の公庫の場合と同様でございまして、

第六章の補則の主務大臣につきましては、先ほど申し上げた通りであります。第七章は罰則でございまして、これは他の公庫と同じように不都合な行為、公庫を保全するために必要な罰則を三十七條、三十八條または三十九條に掲げてございまして、

附則がございまして、「この法律は、公布の日から施行すること」といたしております。なお、設立の手続として、この理事長は公庫が設立した場合に、この法律の規定によつて、それぞれ理事長または監事に任命されるという手続の特例を、設立準備のために必要とされた行為を規定いたしておるのでございます。なお、主務大臣は設立委員というものを設けることにいたしてございまして、設立委員は出資金の払い込みがあつた日に、理事長になるべき人にそれまでいたした事務を引き継ぐことになって、円滑にこの公庫の設立を期したいと考えておるのでございます。

この法律を議決いただきましたと、当然に考えられることは、それが北海道開発法の事務あるいは大蔵省の事務に關係がございしますので、この法律の付則といたしまして、北海道開発法を改正いたしまして、特に北海道開発公庫を監督する義務を開発庁の所掌事務の範囲に加える必要があると存するもので、第五條があり、大蔵省の關係では同様大蔵省設置法を改正いたしまして、公庫の監督をする義務を加えたいと存するのでございます。

なお、十一項以下は各種の税の免除等でございますが、登録税あるいは印紙税、所得税、法人税、地方税等の規定を他の公庫と同様に取扱いに改めていきたい、こう考えております。

その他国庫出納金等の端数計算の問題でありますとか、予算執行職員等の責任に関する法律、それから公庫の予算及び決算に関する法律等、他の公庫と同様な付則による修正をこの規定で同時にいたしたいと計画をいたしております。

まことに簡単ではございますが、以上法案の条項に従ひまして御説明を申し上げた次第でございまして、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○委員長(岡崎眞一君) 引き続きまして質疑を行います、資料の御要求のございまして方は、この際にお申し込み願いたいと思ひます。

○平林剛君 この北海道開発公庫の目的は第一条に書いてあるものであります、が、きわめて抽象的であつてわからぬ、具体的な北海道の開発事業計画について明らかにしてもらいたい。それが無いという公庫を立てるといふのは、この次ということになるわけですから、まずその資料を提出してもらいたいと思ひます。

それからきようは質問は……。

○委員長(岡崎眞一君) いや、きようはやりませう。

○平林剛君 それからもう一つは業務方法書ですね、北海道の開発公庫について

いは政令で定めるように書いてあるし、業務開始の際に作るということになっておるのだが、これはできてないということはないと思うのです。この法案を出す以上は、ある程度一つの成案があつて、またある程度の構想があつて出されたものでございまして、それから、あらかじめその政令で定める内容について国会の審議の参考にするために資料を提出していただきたい、この二つを要求しておきたいと思ひます。

○土田國太郎君 ちよつと伺ひますが、一章の四條の資本金ですが、この十億、そのほかに資金運用部が三十億、あと四十億ですが、私聞き違つたかと思ひますが、これでよろしうございませうか。

○政府委員(田上辰雄君) あの資本金が十億でございまして、そして資金運用部からは三十億でございまして、あとの残りの四十億というのは民間資金でございまして、あとに規定がございまして、政府がこれに対して保証をいたすのであります。要するに債券発行という形で民間資金を募集するのが四十億と、こういうことになっております。合計八十億というのが運用になります。

○土田國太郎君 そのほかに資本金の二十倍に相当する金額が債券発行できますか。そうすると、これは二百億ですか。そうすると、この全運用資金は十億、三十億、四十億で八十億、二百八十億ということになりますか。

○政府委員(相原益太郎君) 債券の発行限度は資本金の二十倍ということになっております。これは公庫の債券発行能力をいっているものでございまして、現実には、三十一年度におきまして

は債券発行の予定額は四十億でございます。従いまして債券発行によって調達します資金が四十億、預金部資金からの借入れが三十億、政府出資が十億でございます。合計八十億が運用資金でございます。

○土田國太郎君 それからこの二十一条ですね「保証に係る債務の現在額の合計額が第四条に規定する資本金の額をこえる場合」としてあります。これはさっきの説明に六億程度の保証をするという御説明だったので、そうですか。

○政府委員(田上辰雄君) かりに例を申し上げたのであります。まあ四億、六億ということがきまっております。おなじやございせんが、この公庫がある事業に直接出資をするという場合に、たとえば四億を、それを出資をいたすとすれば、十億の残りの六億だけを今度は事業の債務保証をすることができ。それ以上の債務保証というのは、この規定によりましてできないと、こういうことになってあるのございまして、それがたとえば五億だけある事業に出資いたしますと、残った五億だけが債務保証をなし得る限界だと、こういう意味でございます。

○土田國太郎君 それでこの資金を貸し付けるには最高限度というものを設けるのですか、設けないのですか、貸付けに対して、何億とか何千万円以内というふうな方法はあるのですか、ないのですか。

○政府委員(相原益太郎君) 具体的に貸付けの方法をどういうふうにするかという点は、公庫がきまして、公庫の役員が選任され、業務を開始する際に、先ほどもお話がありました通りに業務方法書というものを作りまして、そういう点全部きめるわけでございます。

方もございしますが、しかし、外局の長でございします。法令の際には、当然その府庁の長官としまして、総理府の場合には総理大臣が法律上の主務大臣だという表現になるわけでございます。実質的には開発庁長官が主務大臣として監督をいたし、事務をとるわけでございます。

○土田國太郎君 もう一つ聞きたいのです。二十九条と三十条ですがね。二十九条の2には、「公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない」、こういうことになっております。それから三十条の2、これには、「政令で定めるところにより、業務に係る現金を銀行に預け入れることができる」となっている。一方では預け入れはならない。何かこれは違うのですか。二十九条の2と三十条の2です。一方は預け入れしちやいかん、一方は預け入れてもよろしい……。

○説明員(桑原幸信君) ちょっと簡単に御説明申し上げますが、原則として業務上の余剰金は国庫以外には預託してはいいないことになっております。が、ただ、公庫の運営上、現実に金を少しでも持つていないと困る場合が出てくるわけでございます。そこで、これは大蔵省から伺ったのでございまして、こういう場合の例外規定をこれで設けたのだという意味に御理解願いたいと思ひます。

○平林剛君 私追加資料の要求があるのです。先ほど二つの資料を要求しておきました。大体産業の振興開発の具体的な計画があるようでありまして、もう一つ突っ込んで資料を要求しておきたいと思ひます。それは、この法案によりまして、長期の資金を供給するとい

うことが一つの目的になっておるようでありまして、先ほどの説明でも、北海道の現地においてもこれらに関する要望があったということにお聞きしたわけなんです。具体的にどういふ方面の産業を振興するかについては、法律の第十九条に抽象的には書いてございします。しかし、これを具体的に言うといふと、どういう産業があるか、つまり石油または可燃性天然ガスの利用度の高い工業、あるいは農林畜水産物の加工度の高い工業等、それぞれ五項目に書かれてありますが、現在これらの世論がどういふ方面に最も強いのか、というのを私知りたいと思ひます。やや具体的に資料としてこれを提出してもらいたいと思ひます。ここである程度御説明願つてもいいわけですから、資料の方がもっとはつきりすると思ひます。

降には、産業の躍進的な開発ということが新たに加わつて参るわけでございます。この第二次五カ年計画の線に沿つて、この公庫は北海道の産業の振興のために、その線に沿つて活動をしていかなければならぬのでございします。それで、且下第二次五カ年計画を作成するためにいろいろ資料を集めておりますが、まだ第二次五カ年計画は樹立されておられません。しかしながら、この法案の北海道開発公庫とはたたいま申しましたように緊密な関係がございします。この公庫が発足いたしました前に、第二次五カ年計画を確定しなければならぬと考へまして、目下いろいろ努力をいたしておるのでございします。この第二次五カ年計画は、現在のところまだできておらないのでございします。しかしながら、この公庫は八月から発足をいたしていく予定をいたしておりますが、七月中には何とかそれを樹立したいと努力をいたしておるのでございします。この第二次五カ年計画をたたいま提出いたすわけには参りませんけれども、先ほどお話ししました第十九条の業務範囲に關連いたしましたことをできるだけ集めて、資料として提出したいと存するのでございします。ただ、この十九條關係の事業を具体的に書くときも申ししても、これは主として融資の対象でございします。従いまして、五カ年計画でいろいろ将来こういう産業が北海道開発上望ましいと期待いたしております。具体的にその事業が民間企業として出てこなければ融資の対象となり得ないわけですが、公庫が出発いたして、業務方法書等によって具体的な融資をしていく

わけでございますから、今日北海道開発庁として、いろいろ予想をいたしましたり、期待をいたしましたりして、事業を掲げてみても、実際問題になり

の疑問が解明できるような資料を一つ、せいでい整えて提出をしていただきたいと思ひます。

○青柳秀夫君 私も資料をいただきましたが、それは今まで、北海道に現在融資されておる金融状況がわかる

のようですが、たとえば拓殖銀行なら拓殖銀行、あるいはまた一般銀行でもけっこう

ございますが、御了解を得ておきまして、できるだけ参考資料を整備して提出

な形式で示していただきたい。

○委員長(岡崎眞一君) 他に御質問もないようでありますから、本日はこの

程度にとどめまして散会いたします。

午後零時二十二分散会

四月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業関係税制改正に関する請願(第一〇七九号)(第一二一六号)

一、化粧品物品税軽減に関する請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

一、労働金庫に対する資金運用部資金長期融資の請願(第一二〇五号)

昭和三十一年四月十二日印刷

昭和三十一年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局